

科学技術研究員派遣事業 要請から派遣まで

本事業を活用した共同研究の実施には、相手国政府からの共同研究を通じた人材育成を図る専門家(科学技術研究員)の派遣に係る要請が行われることが必須となります。

相手国政府が要請を行うか検討

- ・本事業の平成21年度要望調査の日本接到締め切りは11月11日
 - ・平成22年度の要望調査の日本到達締め切りは未定(調整中)
 - ・各国毎に締め切りが設けられていることが通例。
- (注)通常の技術協力案件日程と異なる可能性が高いことに留意。

派遣時期は、派遣手続にかかる期間や派遣研究者及び開発途上国側研究機関との調整に基づいて、決定されます。

要請の
確認
(相手国にて)

要請が相手国側研究機関、科学技術担当省庁、及びODA担当省庁を通じて、現地の日本大使館に提出される必要があります。適切に要請されるためには日本大使館(経済協力担当)、JICA現地在外事務所との連携が有効です。

要請内容の
検討・評価

外務省・JICAにて、要請内容を検討し、文部科学省との協議を経て募集の手続きに入るかを決定します。

候補者の
選定

JSPSは派遣候補者を選定します。派遣を希望する研究者の皆様には、研究計画を提出していただきます。

派遣手続

JSPSにより選定された候補者について、文部科学省からの推薦を経た後、JICAは、派遣手続を行います。なお、派遣期間が90日を超える場合や本邦出発の時点で年齢が65歳以上の場合は、健康診断を受診する必要があり、JICAはその結果を踏まえて派遣の可否を判断します。

共同研究
の開始